主催、共催、協賛及び後援に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人日本臨床検査同学院(以下「当法人」という。)がその名称を用いて行う主催、共催、協賛及び後援の取扱いに関し、 必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 主催 当法人が単独で講演会、シンポジウム、セミナー、行事等(以下「催し等」という。)の開催の主体となり、自己の責任においてその催し等を実施することをいう。
 - (2) 共催 当法人が1以上の他の者と共同で催し等の開催の主体となり、 共同でその催し等を実施することをいう。
 - (3) 協賛 第三者が開催の主体となる催し等について、当法人がその趣旨 に賛同し、応援又は援助することをいう。応援又は援助の内容は、 協賛者として当法人の名義を使用することの承認のほか、協賛金 等の支出を伴うことがある。
 - (4) 後援 第三者が開催の主体となる催し等について、当法人がその趣旨 に賛同し、応援又は援助することをいう。応援又は援助の内容は、 原則として、後援者として当法人の名義を使用することの承認に 限るものとする。

(基準)

- 第3条 当法人が催し等を主催又は共催する場合には、定款第3条(目的)及 び第4条(事業)に則っていることを基準として、個別に判断する。
 - 2 第三者が主催する催し等に関し協賛又は後援の依頼があった場合には、 催し等は次の(1) に掲げるいずれかに該当し、かつ、(2) に掲げるいずれに も該当しないことを基準として、個別に判断する。
 - (1) 承認することができる場合
 - a) 医療、福祉の発展に寄与するものと認められること。
 - b) 公益性があると認められること。
 - c) 原則として、公的学術団体、官公庁又はこれらに準ずる団体が主催 するものであること。
 - d) 当法人の事業の目的及び内容に照らし、特に必要と認められること。

- (2) 承認できない場合
 - a) 営利を目的とし、又は特定企業の宣伝等少数者の利益のみを目的と すると認められること。
 - b) その運営方法が、公正でないと認められること。
 - c) その対象が極めて限定されたものと認められること。
 - d) その他、当法人の業務の目的及び内容に照らし、適当でないと認め られること。

(手続)

- 第4条 当法人が催し等を主催、共催又は協賛する場合には、前条の基準に則り、理事会で決議するものとする。
 - 2 第三者が主催する催し等に関し後援の依頼を受ける場合には、その主催者から、趣旨、対象者、内容等を記載した所定の様式による当法人宛ての依頼文書の提出を受け、理事長が、前条の基準に則り承認の可否を判断する。理事長は、理事会にその結果を報告する。
 - 3 第三者が主催する催し等に協賛した場合には、当法人は、終了後速やか に、催し等の結果の報告を受けるものとする。
 - 4 第三者が主催する催し等に後援した場合には、当法人は、必要に応じて その主催者からその催し等の結果の報告を受けるものとする。

(改廃)

第5条 この細則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(附則)

1 この細則は、平成25年3月24日から施行する。

平成28年9月1日改定